

商品概要説明書
定期貯金

(令和5年10月10日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	2023 特別金利定期貯金「のぼるくん定期貯金」
2. 取扱期間	令和5年10月10日(火)から12月29日(金)まで ただし、募集枠30億円に達し次第、終了とさせていただきます。
3. 販売対象	個人のみ
4. 預入期間	1年
5. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位 ④預入条件	・一括預入 ・50万円以上 ・1円単位 ・既に預入の定期貯金からの預け替えは不可とします。
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金 ⑤金利情報の入手方法	・下記の特別金利でお預りさせていただきます。 JA信州うえだでのお取引において以下の条件に該当される方 ただし、特別金利の上限は最大年0.15%までとなります。 ◆ご本人(または新規加入申込者)及びそのご家族・・・年0.10% ◆金受給者または給振契約者・・・年0.05% ◆JAカード契約者(家族カードも可)・・・年0.05% ◆JAネットバンク契約者・・・年0.05% ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、中途解約利率により計算した利息とともに、払い戻します。中途解約利率については、各貯金の商品概要説明書もしくは規定をご覧ください。
11. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部・普及推進部（電話：0268-25-8000）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、長野県農業協同組合中央会が設置・運営するJAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部・普及推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
-------------------------------	---

※ 上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金＜単利型＞」と同様の取り扱いとなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA信州うえだ